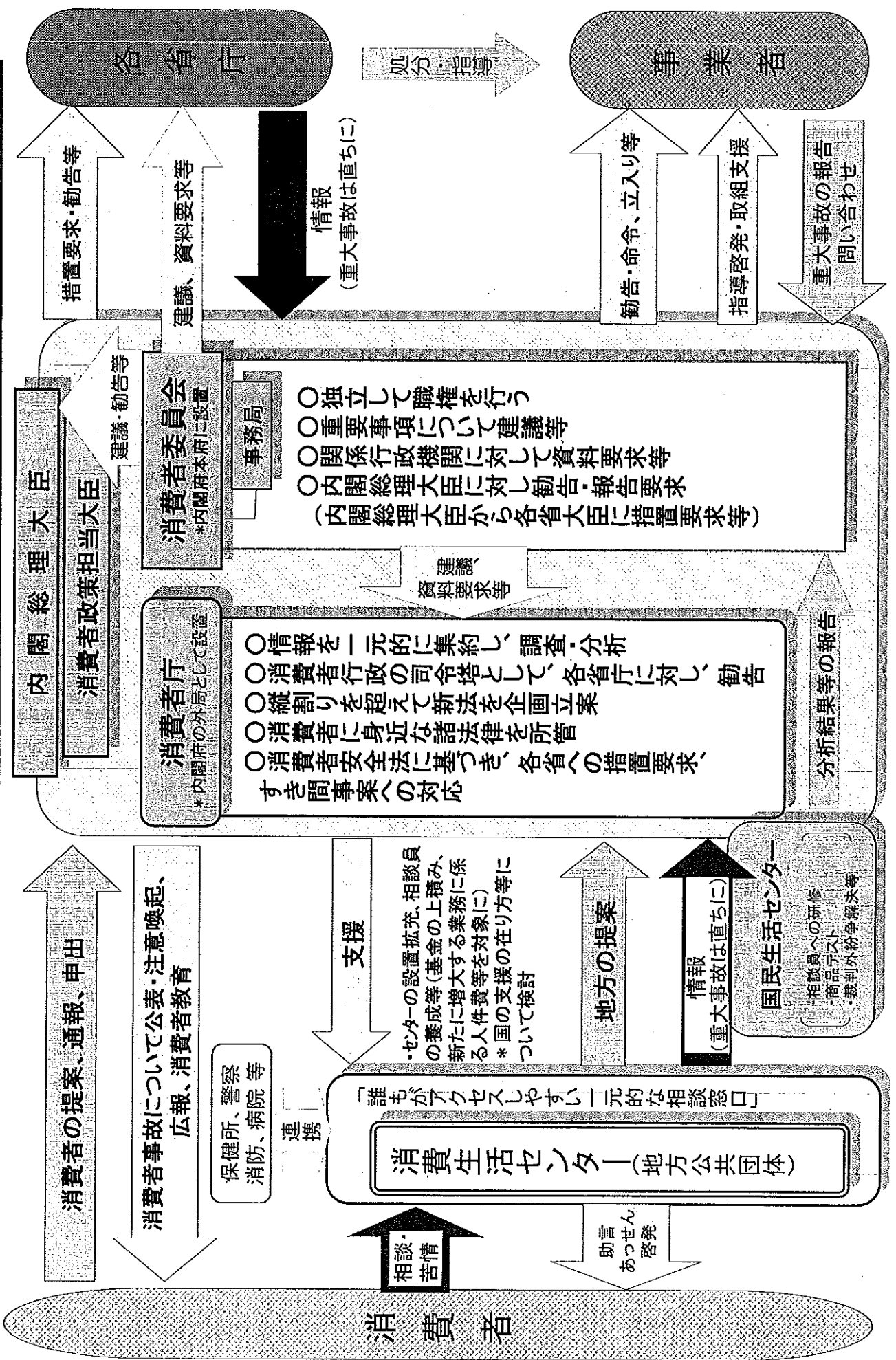
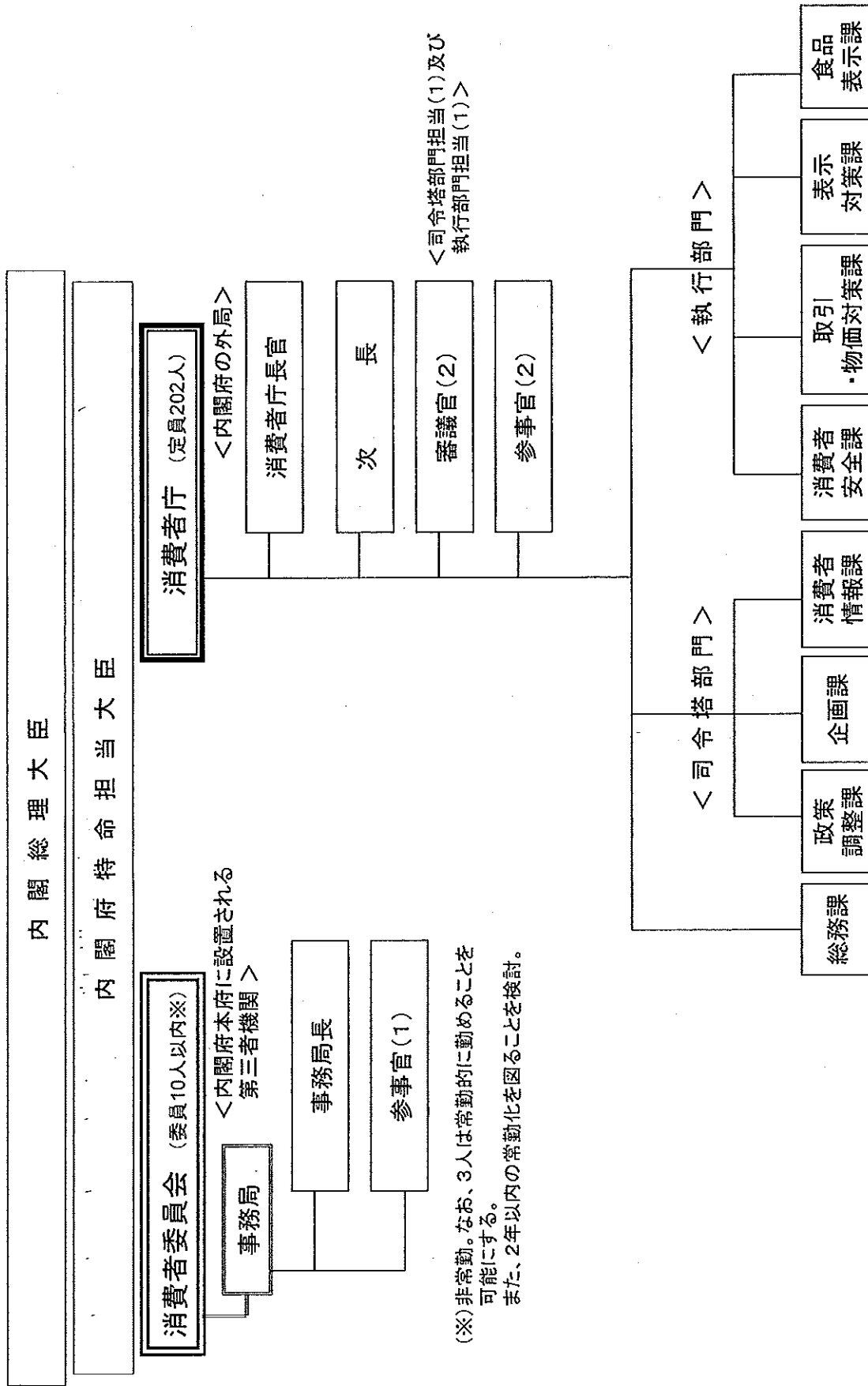


消費者庁及び消費者委員会創設後の消費者行政のイメージ



消費者庁及び消費者委員会組織図（案）

資料1



法律名		具体的内容	
「表示」	景品表示法	消費者庁へ移管	
	JAS法	表示基準の企画立案、執行を消費者庁に移管 表示基準策定・改正に当たり、農林水産省にあらかじめ協議・同意。 農林水産省は、案を備えて表示基準の策定・改正を要請可、法執行の一部につき農林水産大臣に委任	
	食品衛生法	表示基準の企画立案、執行を消費者庁に移管 表示基準策定・改正に当たり、厚生労働省にあらかじめ協議。厚生労働省は、表示基準の策定・改正を要請可	
	健康増進法	表示基準の企画立案、執行を消費者庁へ移管 表示基準の策定・改正に当たり、厚生労働省に協議。	
	家庭用品品質表示法	表示の標準の企画立案、執行を消費者庁に移管 表示の標準策定に当たり、経済産業省にあらかじめ協議。 経済産業省は、案を備えて表示の標準の策定・改正を要請可法の執行の一部につき、経済産業省に委任	
	住宅品確法	表示等の企画立案、表示基準の策定は共管 執行は国土交通省が行うが、消費者庁が勧告	
「取引」	消費者契約法	消費者庁に移管	
	無限連鎖講防止法		
	特定商品預託法		
	電子消費者契約法		
	特定商取引法	消費者保護に係る企画立案、執行を消費者庁に移管。消費者庁は執行を一元的に行う。経済産業省は、商一般等の立場から連携	
	特定電子メール法	消費者保護の観点から行う措置命令等については、消費者庁へ移管	
	金融商品販売法	消費者庁も所管に加わる	
	出資法		
	業法	貸金業法	企画立案は共管、登録・免許、検査、処分は各省庁が行うが、消費者庁は処分について勧告権を持ち、そのための検査権限を持つ。また、処分について事前協議を受ける。
		割賦販売法	
宅建業法			
旅行業法			
「安全」	製造物責任法	消費者庁へ移管	
	食品安全基本法	消費者庁へ移管。ただし、食品安全委員会の設置等に関する規定の所管については、引き続き検討。	
	消費生活用製品安全法	重大事故情報報告・公表制度を移管 安全基準の策定に当たり協議を受ける	
	食品衛生法	安全基準の策定に当たり協議を受ける	
	有害物質家庭用品規制法		
消費者・生活者が主役となる 社会の構築等に関する法律	国民生活安定緊急措置法	内閣府所管部分について消費者庁に移管	
	買占め及び売り惜しみ防止法		
	物価統制令		
	消費者基本法	消費者庁へ移管	
	国民生活センター法		
	個人情報保護法		
	公益通報者保護法		
特定非営利活動促進法	望ましい所管の在り方について引き続き検討		

消費者庁関連3法の関係について

＜消費者庁及び消費者委員会設置法＞

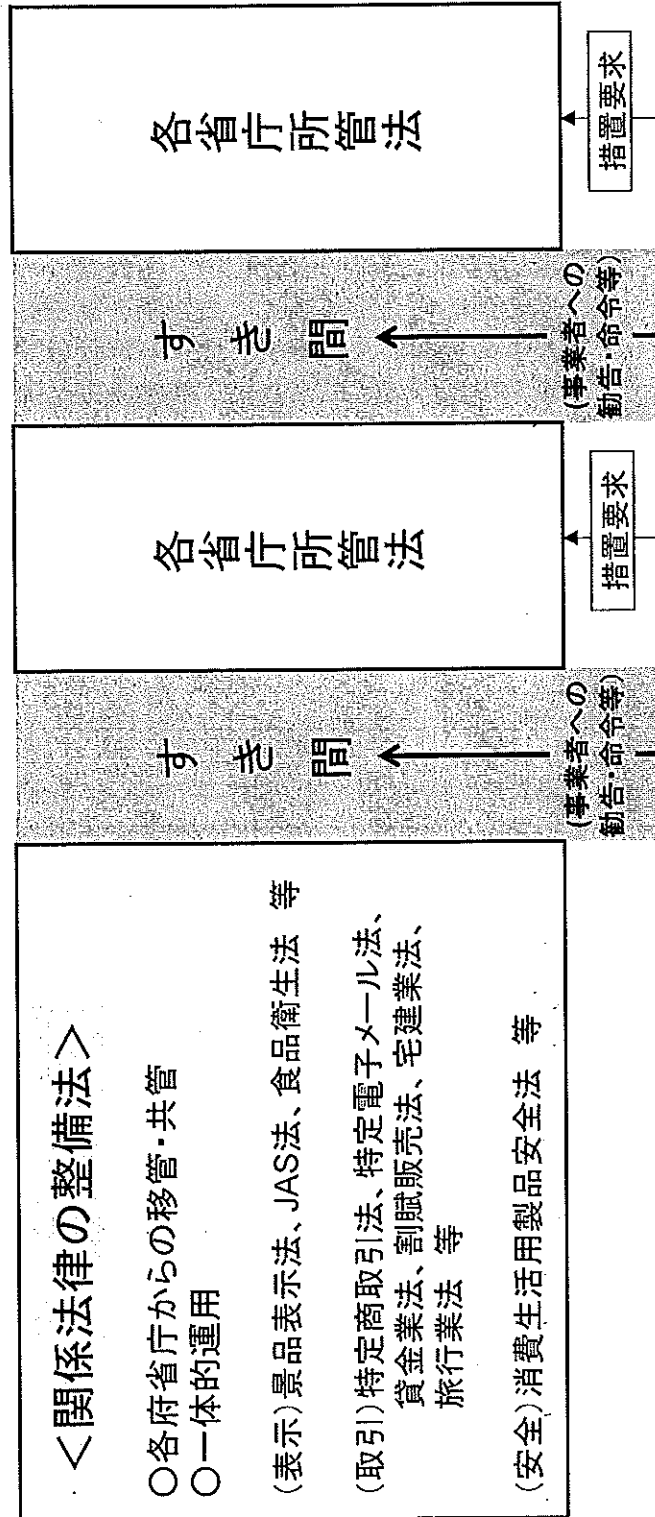
組織法

- 任務、所掌事務、消費者委員会、等
- *これに併せて内閣府設置法を一部改正(消費者政策担当の内閣府特命担当大臣を常設)

＜関係法律の整備法＞

- 各府省庁からの移管・共管
- 一体的運用
- (表示) 景品表示法、JAS法、食品衛生法 等
- (取引) 特定商取引法、特定電子メール法、貸金業法、割賦販売法、宅建業法、旅行業法 等
- (安全) 消費生活用製品安全法 等

作用法



＜消費者安全法＞

- 基本方針の策定
- 地方自治体の事務(苦情相談、あっせん等)
- 消費生活センターの設置
- 消費者事故に関する情報の集約
- 消費者被害の防止措置(公表、措置要求、事業者への勧告・命令等(*))
- * 事業者への勧告(点検、修理、表示等) ⇒ 勧告内容の実施命令 (重大事故発生の急迫した危険がある場合) 譲渡、使用禁止等 ⇒ 回収等の命令